

令和元年度

青梅市

自治会館に関する実態調査報告書

青梅市市民活動推進課

青梅市自治会連合会

目 次

I	調査の概要	1
II	調査結果	
問1	自治会館の所有について	1
問2	自治会館の運営規約の有無について	1
問3	自治会館の使用について	2
問4	自治会館の使用料及び支払方法について	2
問5	自治会館使用の条件について	2
問6	申込みの連絡方法について	3
問7	鍵の管理について	3
問8	鍵の受け渡し方法について	4
問9	駐車スペースについて	4
問10	地域における災害時の集合場所について	5
問11	自治会館に公衆電話の有無について	5
問12	耐震診断及び耐震補強工事について	6
問13	エアコンの設置について	7
問14	トイレの洋式化について	7
問15	段差解消、手摺り設置などのバリアフリー化について	8
問16	利用できる設備について	8
問17	地域の居場所として、自治会以外の団体等が事業を定期的に行うことについて	9
	○自治会活動に関する意見	10
(別表)	自治会館の使用料及び支払方法について	11

I 調査の概要

調査の目的 自治会の貴重な財産である各自治会館の利用実態を幅広く把握し、今後、自治会館を中心とした多世代の交流や地域の活性化等を検討していくことを目的とし実施した。

調査期間 令和元年9月下旬から10月21日

調査対象 令和元年度青梅市内の自治会長 169人

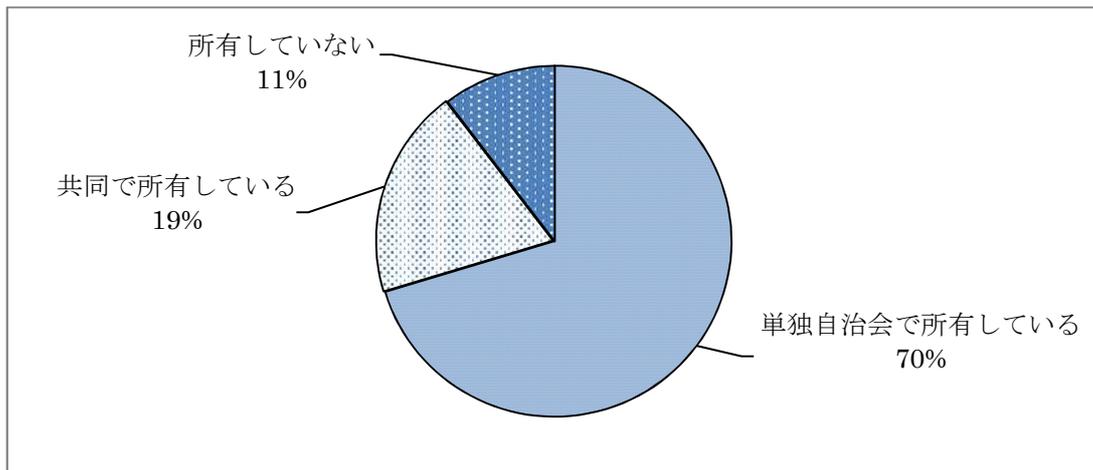
回答数 145自治会【85.8%】

図表の見方 図（グラフ）の中で使用されているアルファベットの意味は次のとおり。
N：その設問に対する回答者数 例：N=145・・・回答者数は145

II 調査結果

問1 自治会館の所有について

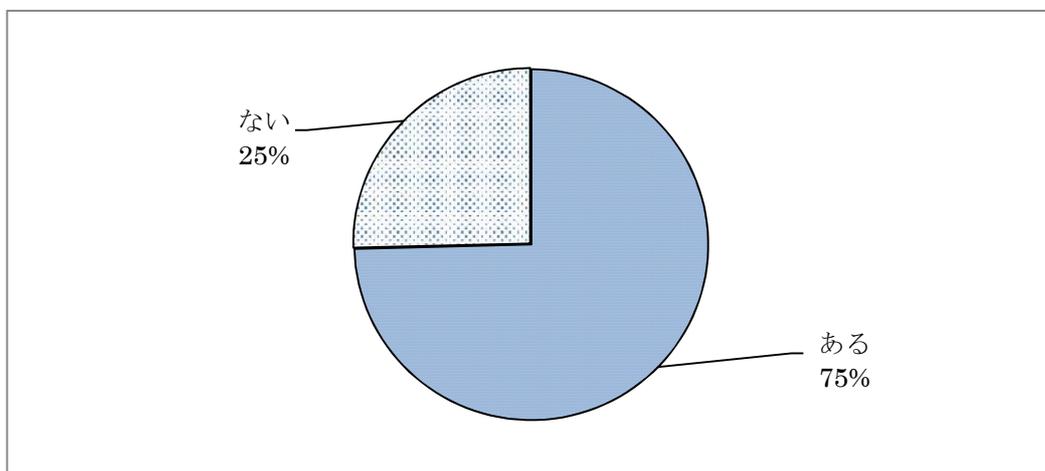
- ・「単独で所有している」自治会が最も多く70%を占めている。次いで「共同で所有している」が19%である。



N=145

問2 自治会館の運営規約の有無について

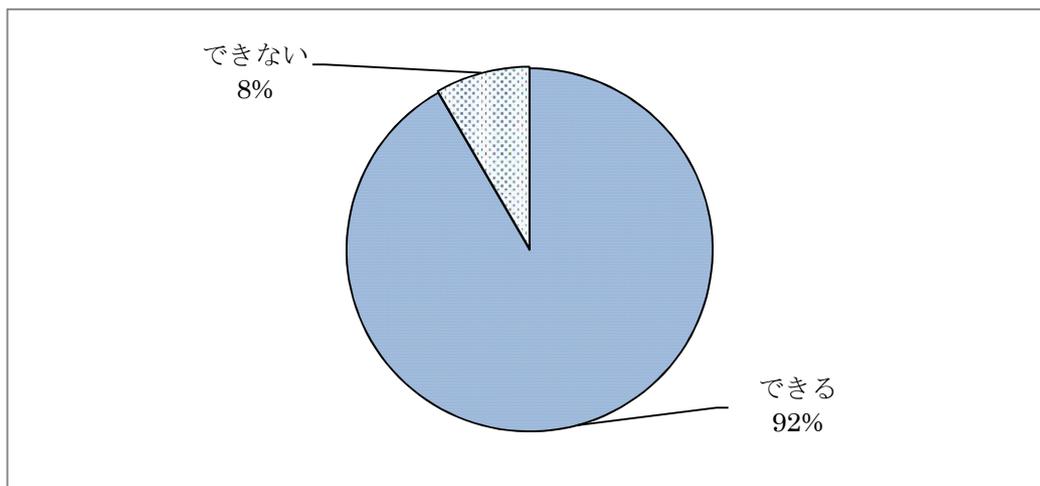
- ・運営規約が「ある」75%、「ない」25%である。



N=130

問3 自治会館の使用について

- 自治会員以外（市・個人・企業・ボランティア団体・NPO法人等）も利用できる自治会館が多い。



N=132

問4 自治会館の使用料及び支払方法について

- 11ページ以降に掲載

N=107

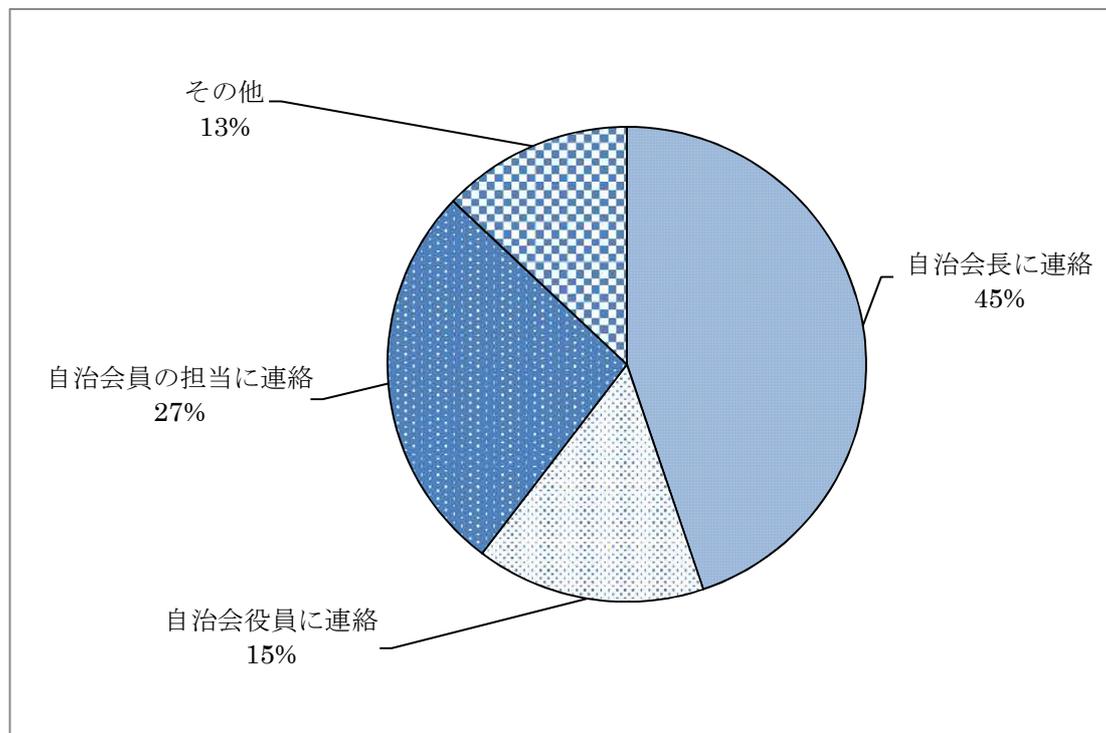
問5 自治会館使用の条件について（主な意見）

- ・葬儀には利用できない。営利目的の使用は認めない。
- ・使用時間は午前8時～午後10時までとする。使用後の点検を行う事。使用後は速やかに鍵を返却する事。
- ・公益を害さないこと。秩序を乱さないこと。管理上支障がないこと。
- ・使用時間は午後10時まで。大きな音が出ないように協力していただいている。
- ・カラオケ使用時間は午後10時までとする。
- ・自治会及び祭典委員会、神社奉賛会と行政機関の使用は無料。禁煙。営利を目的とする物品販売やサービスの提供及び勧誘の禁止。
- ・カラオケ、囃子等の音出によるものは午後9時までとする。
- ・承知した目的外使用禁止。清掃と原状回復(使用后)。使用权の譲渡禁止。
- ・午後9時以降、大声は出さない。販売活動は禁止。
- ・営利目的等、自治会長が不相当と認めるものは利用できない。
- ・使用時間は、音が出る出ないにかかわらず午後9時まで。
- ・閉館時間は、午後10時。備品貸出あり。
- ・囃子の練習は午後9時30分まで。販売活動は禁止。
- ・公序良俗に反する行為。
- ・祭の練習は、午後10時まで。販売活動禁止。宿泊は禁止。
- ・政治・宗教・商業活動は禁止。ゴミは持ち帰る。販売活動禁止。
- ・夜遅くに騒ぐ。火気使用は原則禁止

N=77

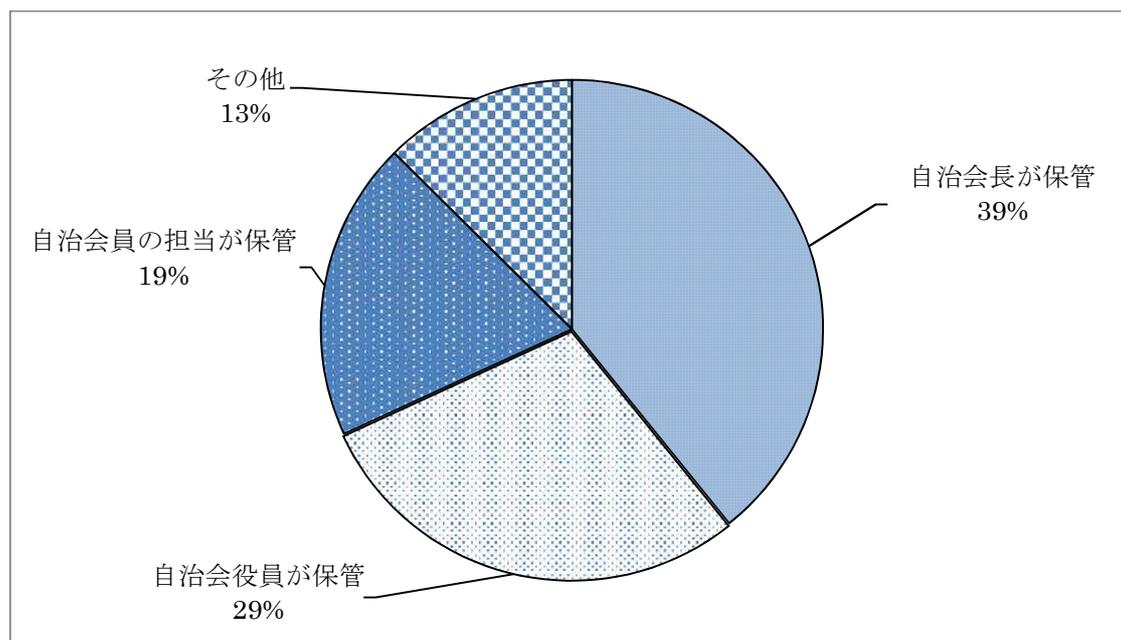
問6 申込みの連絡方法について

- ・「自治会長に連絡する」が多く45%、次いで「自治会員の担当に連絡する」27%、「自治会役員に連絡する」15%、「その他」の中には「外の白板に予定を記入(早いもの勝ち)」や「毎年決める申込み店で受け付けする」等ある。



問7 鍵の管理について

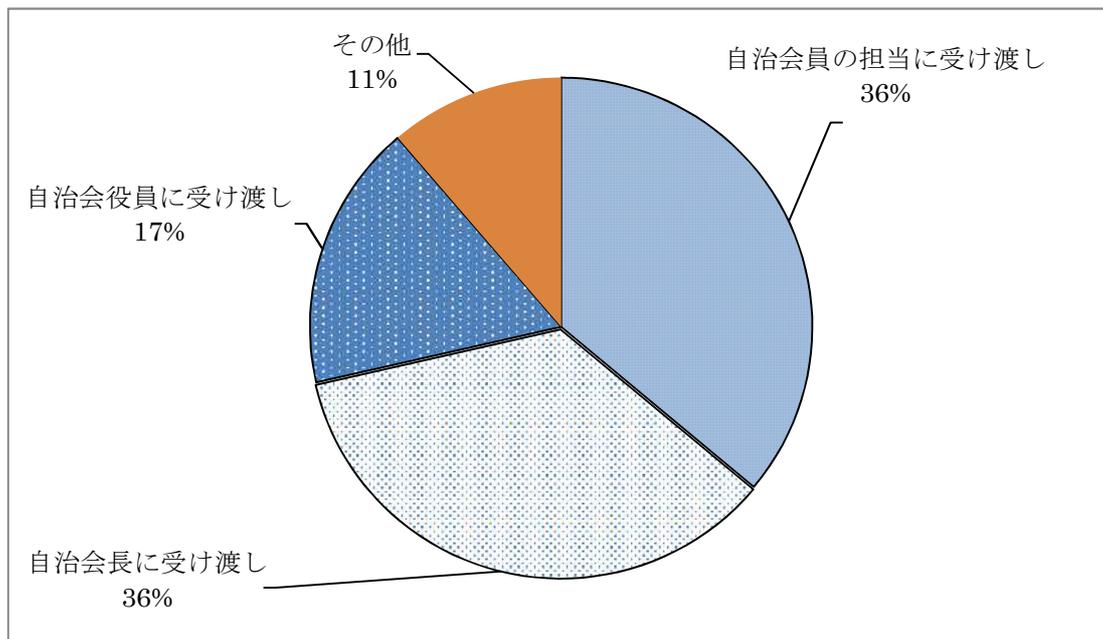
- ・「自治会長が保管」が多く39%、次いで「自治会役員が保管」29%、「自治会員の担当者が保管」19%、その他は13%で「会館運営委員(受付担当)」等が保管している。



N=101

問8 鍵の受け渡し方法について

- ・「自治会長に受け渡し」と「自治役員の担当に受け渡し」が36%、次いで「自治会役員に受け渡し」17%、「その他」には、「使用団体に鍵を1つ持たせている。」や「自治会役員が開閉する」等ある。

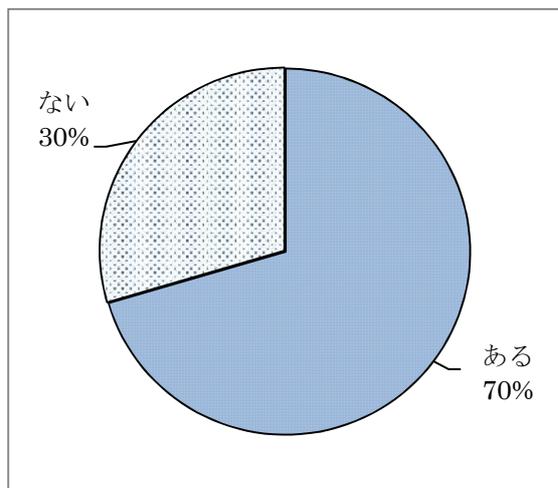


N=111

問9 駐車スペースについて

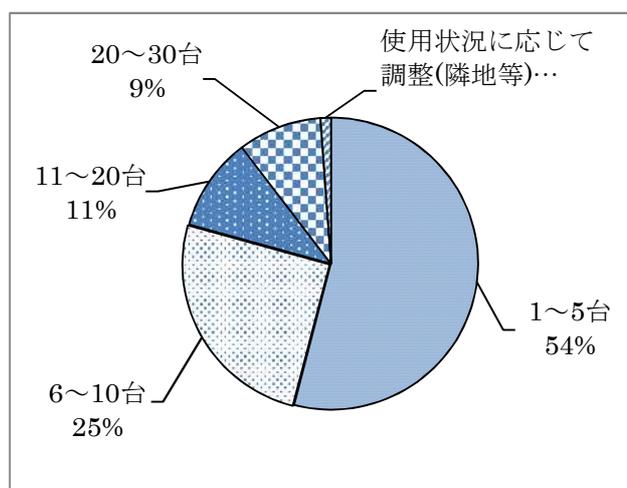
- ・駐車スペースについては、70%が自治会館にある。
- ・ある場合、普通自動車「1～5台」が54%と最も多く、次に「6～10台」は25%、「11～20台」は11%、「20～30台」は11%で、使用状況に応じて隣地等調整する自治会もある。

駐車スペース



N=133

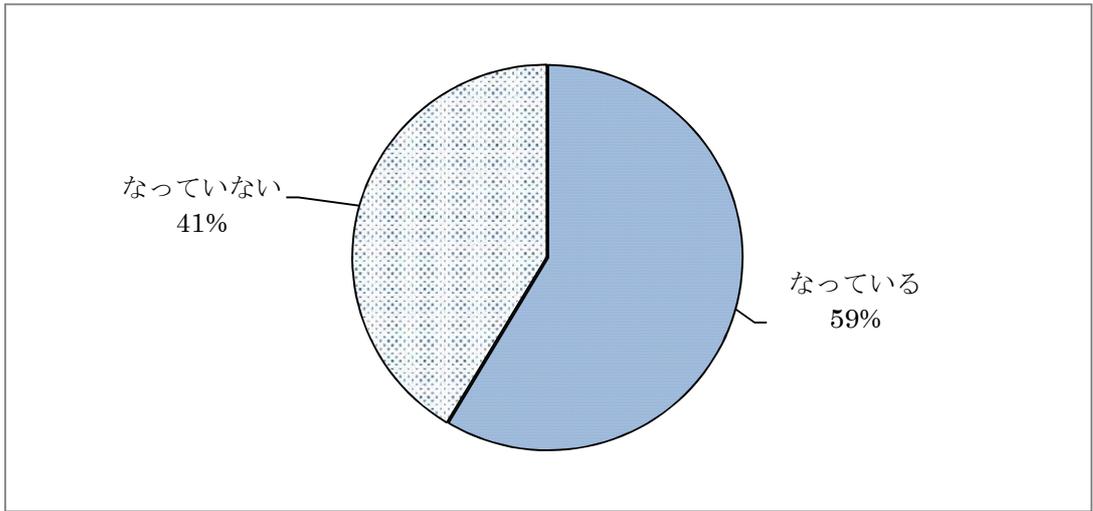
普通自動車何台分のスペース



N=87

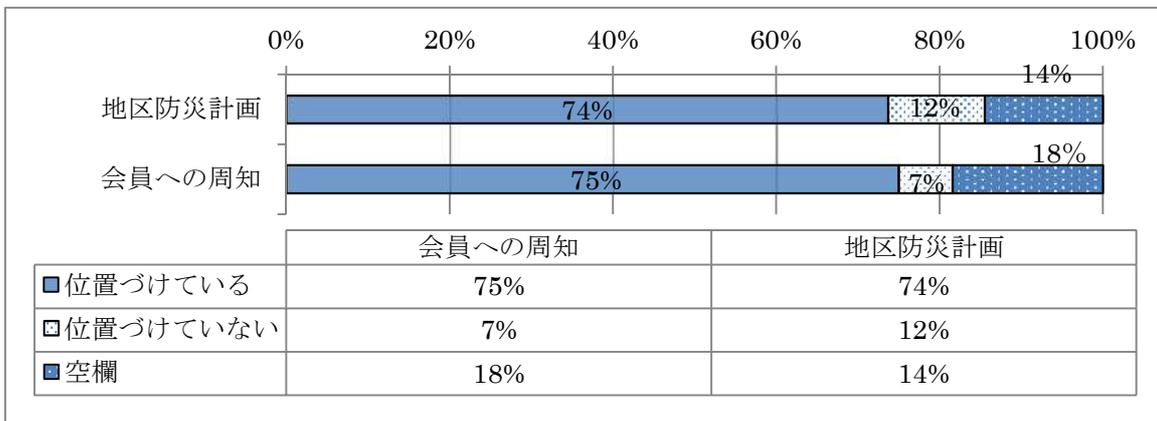
問10 地域における、災害時の集合場所について

・災害時の集合場所になっている自治会館は、59%であった。



N=133

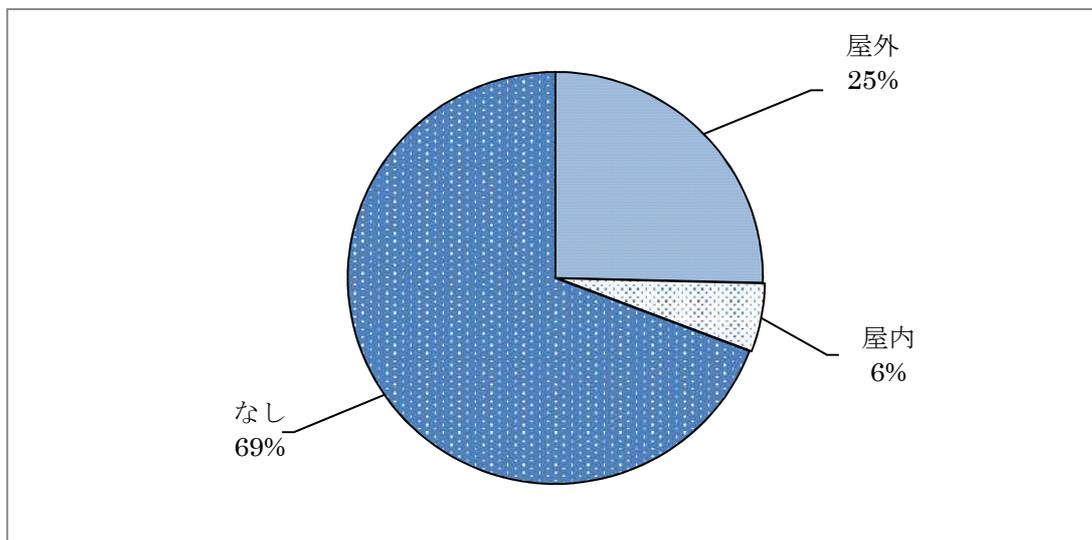
・集合場所になっている場合、「地区防災計画に位置付けられている」自治会は、74%であり、自治会員への周知は、75%であった。



N=76

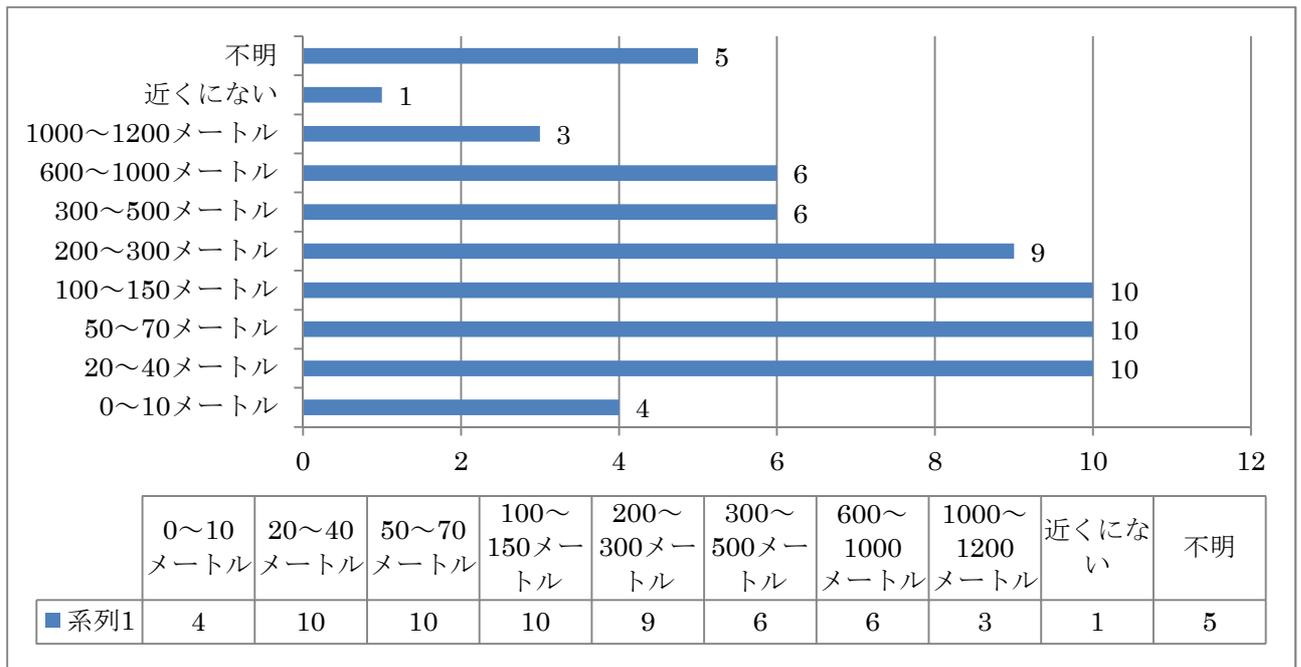
問11 自治会館に公衆電話の有無について

・自治会館の公衆電話は、設置してない自治会が多く 69%であった。



N=130

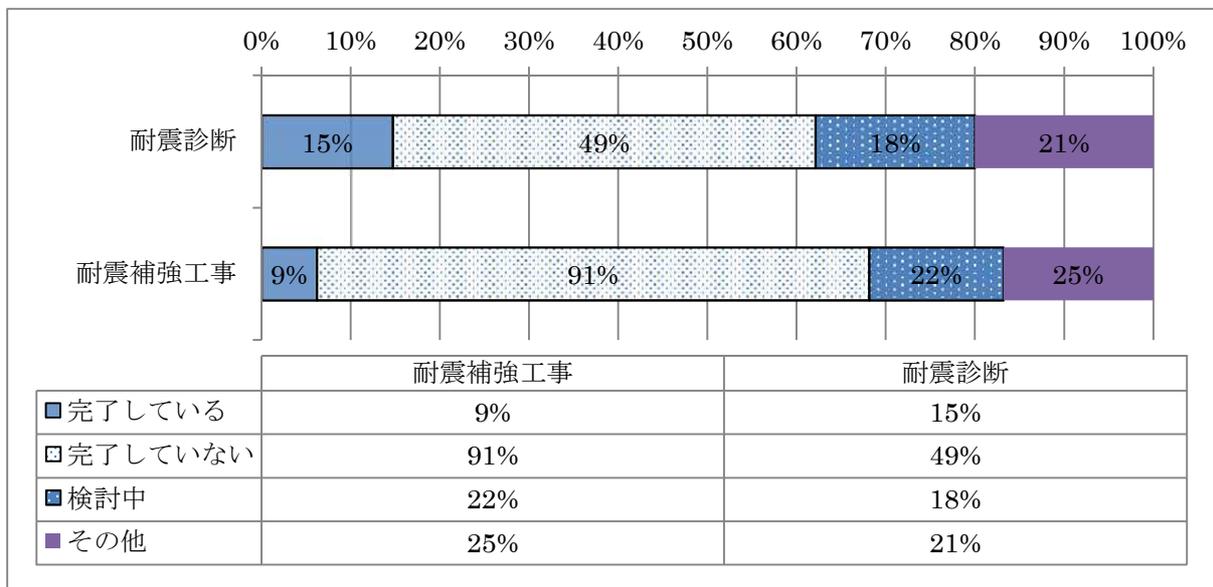
- ・自治会館に公衆電話が設置されていない場合、最寄りの公衆電話まで最も近い距離は10メートル以内だったが、遠い距離は1キロ離れている所もあった。



N=64

問12 耐震診断及び耐震補強工事について

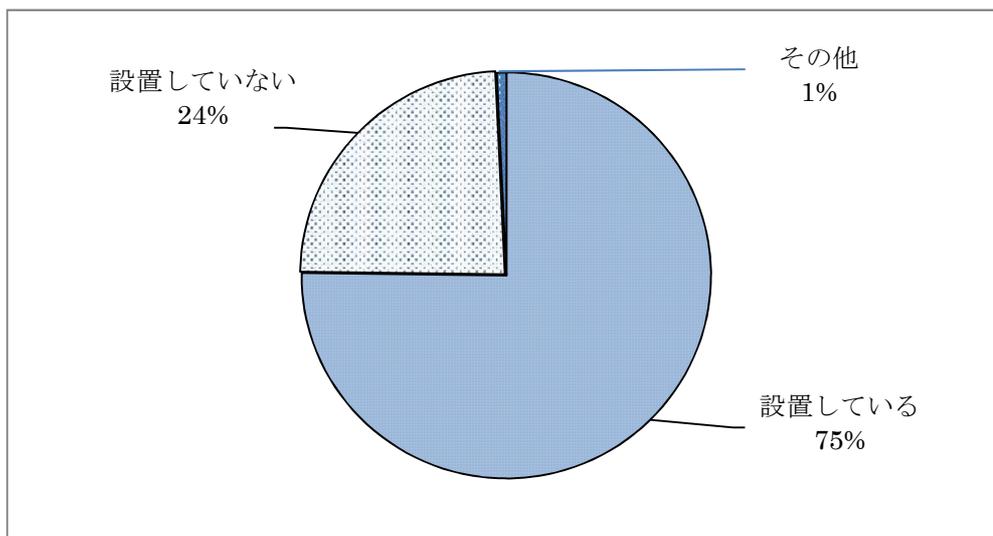
- ・耐震診断については、「完了していない」自治会館が49%だった。
- 耐震補強工事についても、「完了していない」自治会館が91%だった。



耐震診断 N=92 耐震補強工事 N=77

問13 エアコンの設置について

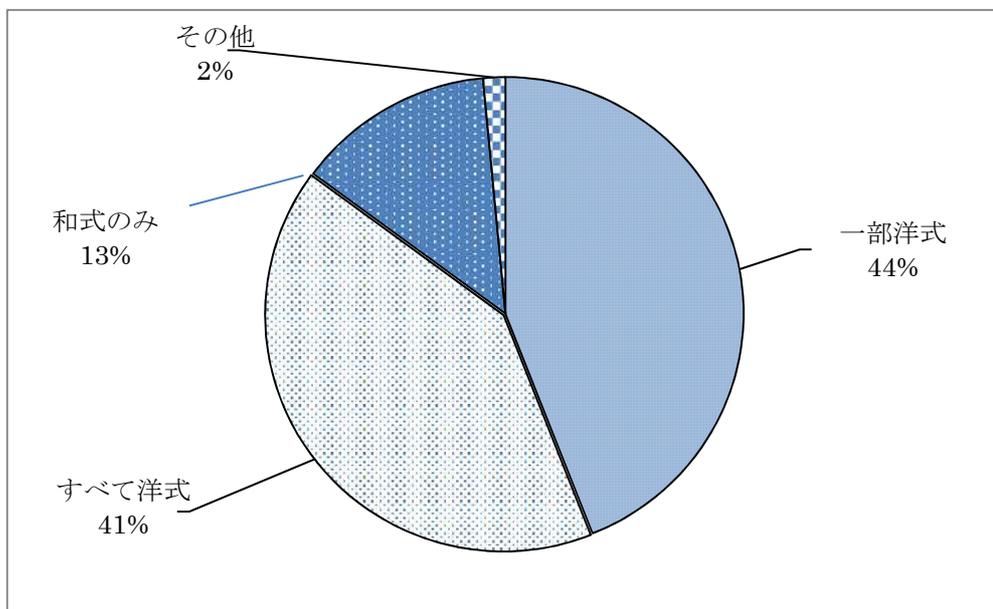
- ・エアコンの設置については、「設置している」が75%であり、「設置していない」は24%、「その他」の1%は、小部屋だけ設置しているとのことだった。



N=133

問14 トイレの洋式化について

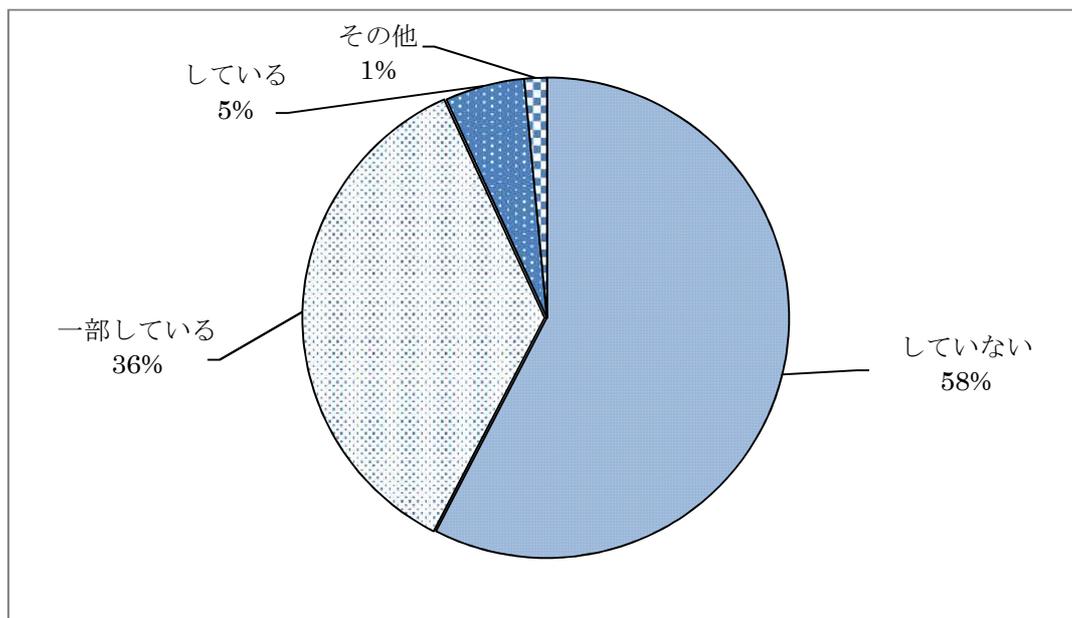
- ・「一部洋式」が44%で、「すべて洋式」は41%、「和式のみ」は13%であった。「その他」は、室内は洋式で室外は和式とのことだった。



N=132

問15 段差解消、手摺り設置などのバリアフリー化について

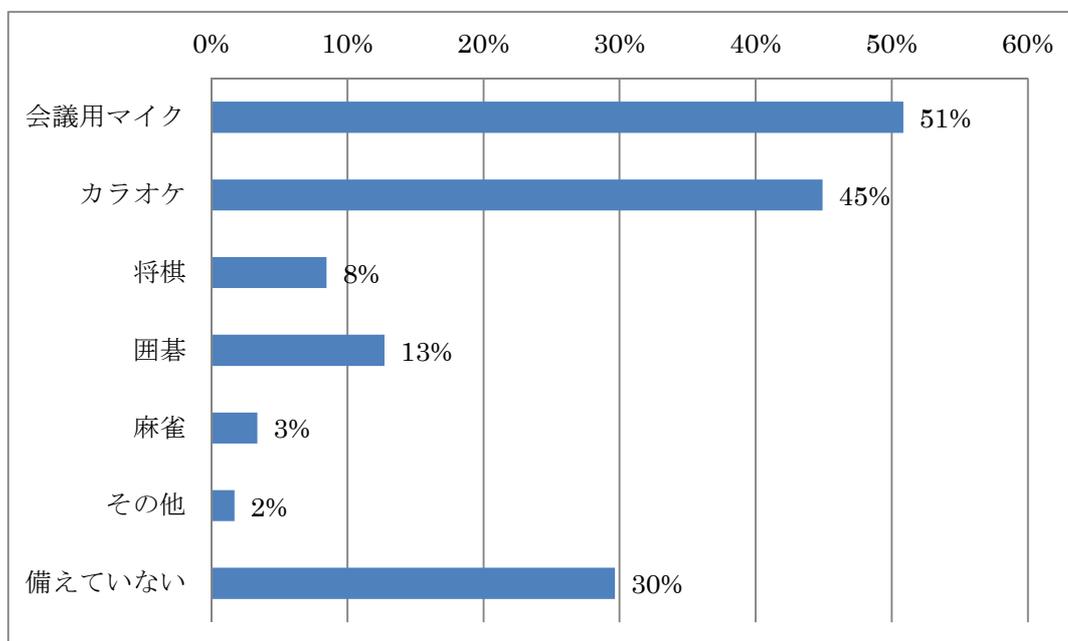
・バリアフリー化について、「していない」が59%、「一部している」は36%、「している」は5%、「その他」は1%で、室内はすべてフラットだが、舞台は一段高いことや、入口に段差はあるが広間等はフラット化してある等である。



N = 132

問16 利用できる設備について（複数回答あり）

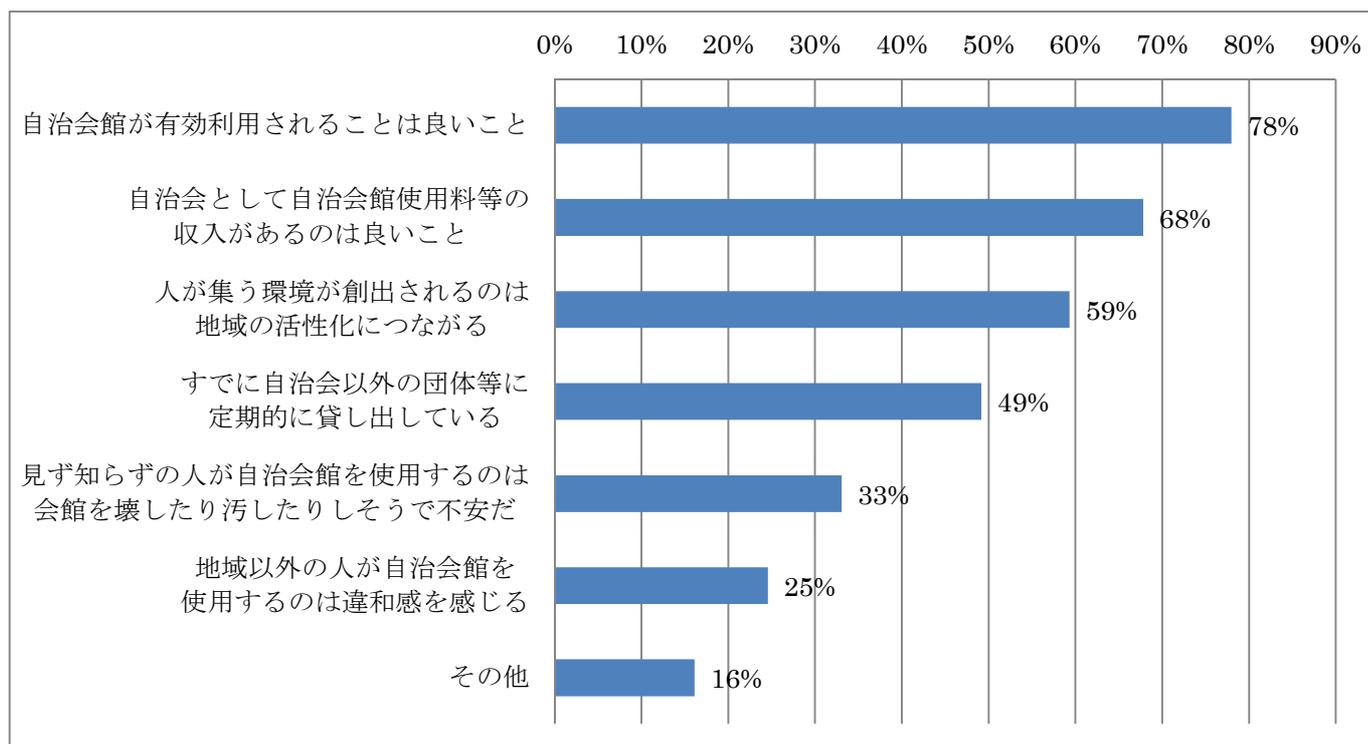
・「会議用マイク」が多く51%であった。次いで「カラオケ」が45%、「囲碁」は13%、「将棋」は8%、「麻雀」は3%、「備えていない」は31%だった。



N = 118

問17 地域の居場所として、自治会以外の団体等が事業を定期的に行うことについて（複数回答あり）

- ・「自治会館が有効利用されることは良いこと」が78%を占め、今後、地域の居場所として活用できることが伺える。次いで「自治会として自治会館使用料等の収入があるのは良いこと」68%、「人が集う環境が創出されるのは地域の活性化につながる」59%、「すでに自治会以外の団体等に貸し出している」49%、「見ず知らずの人が自治会館を使用するのは会館を壊したり汚したりしそうで不安だ」33%、「地域以外の人が自治会館を使用するのは違和感を感じる」25%である。「その他」19%は、管理者不在のため、備品・消耗品・飲み物の無断使用、盗難の責任・補償問題が不安等の意見があった。



N = 118

自治会活動に関する意見

・ 38 の自治会から挙げられた意見を抜粋

<p>・自治会館であるので、地域にお住まいの方が使用するのが優先と考えてる。そのうえで空いていれば、いつでもお貸ししている。会館の使用について和室・洋室とあるが団体に貸せばうるさいため貸し出さない。したがって全館を半日単位(午前・午後・夜間)で貸し出している。</p>
<p>・自治会館は住民の誰にでも解放すべきだと思います。我自治会では無料解放の日を検討中です。</p>
<p>・自治会館を会員のみならず非会員にも活用していただく事で非自治会員が会員になってもらうケースもあるかもしれないので、地元の方にももう少し周知する必要があると思います。また金額も多少は安くしてあげて使用できるようにし、誰でも気軽に使用できるイメージ作りも必要です。</p>
<p>・使用にあたり、鍵の受け渡し等の時間で外出ができない。対処法を考える必要がある。使用後に使用記録書を出してもらっているが、チェックをしてある内容を信用しているが、たまにエアコンのスイッチがONになっていたり、勝手口が開いている事があり、管理上面倒に思う事がある。基本見ず知らずの人には貸したくない。</p>
<p>・地元の拠点として利用されている自治会館を、あまり幅広く利用しようとすると、地元との問題が発生する恐れがあると考えます。</p>
<p>・青梅市のこれからの少子超高齢化社会における対応は、これからの自治会の対応に直結するものです。市が H27 に地方創生実現のために戦略を策定し、その中で財政難である市が新たな施設を新設するのではなく自治会館を、地域の居場所としての活用を検討していることは理解できます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 自治会の規則等を守っての活動を行っていただきたい。2 自治会以外の団体等が作業を定期的に行うことについて<ol style="list-style-type: none">(1)自治会が定期的使用をしている時間を外して活用してほしい。(2)地域の居場所として活用する団体に自治会館使用料を補助してあげてほしい(新設の施設の建築することを考えると超安いと思います)、常に意思疎通を図り、チームワークを大切にしながら目の前にある事業、活動に一丸となって取り組むことが重要である。 <p>こうした自治会活動に臨む役員の姿勢が、ひいては明日の自治会の発展につながっていくものと思う。自治会は、物、金でなく地域の人のつながり、人の輪、人の好意で行うものとする。</p>
<p>・耐震工事やトイレの男女分け等の工事が自治会で行うのは負担が大きく無理である。現行の助成制度以上の支援をお願いしたい。</p>
<p>・当自治会は限界自治会から消滅自治会に進んでいます。少子高齢化が進み、また各家庭の息子さんたちも、他に転居し一切行事に参加しない、回覧もいらぬという状況です。何十年にわたり役員をしてきた方々が、亡くなってきており、役員も受ける人もなく、数人で兼務しています。</p> <p>青梅市の依頼、各自治会の持ち回り役員等が受けられない状況です。自治会も解散あるいは市から離れて地区として活動という個人の考えです。そこで一番困るのが、自治会館の管理、固定資産の問題です。免除になっている定義はよくわかりませんが、市から離れて交付金はなしにしても、自治会館を一時避難とか市の何かに指定し利用してもらって、固定資産税を免除してもらいたいと思っています。</p>
<p>・初めての試みですが、青梅市『健康福祉部高齢者支援課』の依頼を受けて『ウォーキング教室』や『介護予防教室』のために、自治会館を無料で借し出しております。教室参加者の評判もよく、引き続き継続していきたいと思っています。</p>

(別表)自治会館の使用料及び支払方法について

第1支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
勝沼1丁目	勝沼公会堂				
勝沼2丁目	勝沼2丁目自治会館	大広間 38.5帖	8:00~12:30	夏季(4~10) 1,000 冬季(11~3) 1,500	夏季(4~10) 2,000 冬季(11~3) 2,500
			13:30~19:00	夏季(4~10) 1,500 冬季(11~3) 2,000	夏季(4~10) 3,000 冬季(11~3) 3,500
			19:00~22:00	夏季(4~10) 1,500 冬季(11~3) 2,000	夏季(4~10) 3,000 冬季(11~3) 3,500
		小部屋 8帖	8:00~12:30	夏季(4~10) 500 冬季(11~3) 700	夏季(4~10) 1,000 冬季(11~3) 1,200
			13:30~19:00	夏季(4~10) 800 冬季(11~3) 1,000	夏季(4~10) 1,500 冬季(11~3) 1,700
			19:00~22:00	夏季(4~10) 800 冬季(11~3) 1,000	夏季(4~10) 1,500 冬季(11~3) 1,700
勝沼3丁目	勝沼公会堂				
西分町1丁目2丁目	西分公会堂	分館	助成対象団体	500	
				1,000	
		分館	西分町内 団体・個人	1,500	
				2,000	
		分館	西分町外 団体・個人	2,500	
				4,000	
西分町3丁目	西分公会堂	西分町1丁目・2丁目共同所有			
住江町	住江町自治会館	1階小部屋 和室6畳	1回	0	1,000
		2階大部屋 20畳	午前 午後	0	2,000 3,000
青梅本町	本町会館	※別頁参照			
仲町1丁目	仲町会館	和室30畳	4時間単位	500	3,600
仲町2丁目		洋室20畳	4時間単位	500	3600
上町	上町自治会館				
森下町	森下公会堂	大部屋 和室40畳	9時~12時	0	2,000
			12時~17時	0	2,500
			全日	0	8,000
		小部屋 和室8畳	9時~12時	0	2,000
			12時~17時	0	2,500
			全日	0	8,000
※18時以降、大部屋、小部屋ともに貸出可能					
裏宿町1丁目	裏宿公会堂	大部屋(和室40畳)	1回	1,000	3,000
裏宿町2丁目		小部屋(和室8畳)	1回	500	1,500
天ヶ瀬町	天ヶ瀬町自治会館	大広場	4時間	1,500	3,000
		2階和室	4時間	500	1,000
		2階洋室1室	4時間	500	1,000
		2階洋室2室	4時間	1,000	2,000

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
滝ノ上町	滝ノ上町自治会館	大広場 和室42畳	8時～12時	800	2,000
			12時～17時	1,000	2,500
		18時～22時 全日	1,200 3,000	3,500 8,000	
		洋室 フローリング6畳	8時～12時	200	800
			12時～17時	300	1,000
		18時～22時 全日	500 1,000	1,200 3,000	
		和室 6畳	8時～12時	200	800
			12時～17時	300	1,000
		18時～22時 全日	500 1,000	1,200 3,000	
大柳町	大柳町会館	1階・2階それぞれ	8時～12時	0	2,500
			12時～17時	0	3,000
			18時～22時	0	3,500
			全日	0	6,000
		自治会・共和会 年会費	1年	各50,000	
		柳寿会年会費	1年	30,000	
		子供会年会費	1年	10,000	
日向和田1丁目	日向和田1丁目自治会館	大部屋 和室約30畳	8時～12時	2,500	2,500
			12時～17時	2,500	2,500
			18時～22時	2,500	2,500
			全日	10,000	10,000
※自治会が指定する団体は、無料または特別料金					
日向和田2丁目	日向和田2丁目自治会館				
日向和田3丁目	日向和田3丁目自治会館				

第2支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
駒木町第1	駒木野会館	大部屋	9時～12時	0	4,000
			13時～17時	0	5,000
			18時～22時	0	6,000
9時～22時			0	15,000	
駒木町第2		和室・研修室	9時～12時	0	2,000
			13時～17時	0	3,000
			18時～22時	0	3,000
駒木町第3		その他の部屋	9時～12時	0	8,000
			13時～17時	0	1,000
	18時～22時		0	1,500	
		9時～22時		0	4,000
※別途冷暖房費あり					
上長淵第1	上長淵自治会館	会議室1（2階）	9時～12時	600	900
			13時～17時	800	1,200
			18時～22時	1,000	1,500
9時～22時			2,400	3,000	
上長淵第2		和室3（2階）	9時～12時	700	1,000
			13時～17時	900	1,300
			18時～22時	2,700	1,600
上長淵第3		和室4（2階）	9時～12時	800	1,000
			13時～17時	1,000	1,800
			18時～22時	1,200	2,200
上長淵第4		ホール小（1階）	9時～12時	3,000	5,500
			13時～17時	800	1,500
	18時～22時		1,000	1,800	
上長淵第4	ホール大（1階）	9時～12時	1,200	2,200	
		13時～17時	1,500	2,300	
		18時～22時	1,800	4,000	
		9時～22時		4,000	8,000
★別途料金 ・冷暖房使用した場合 500円 ・地元住民・定期的に使用する団体以外が、ホール大を一日使用の場合、3,000円追加 ・飲食（酒席、食事）が伴う場合、一律1,500円追加					
下長淵第1	下長淵自治会館	大広間	9時～12時	1,000	2,000
			13時～17時	1,000	2,500
			18時～22時	1,000	3,000
下長淵第2	第一会議室	9時～12時	800	1,500	
		13時～17時	800	2,000	
		18時～22時	800	2,000	
下長淵第3	栄養調理室	9時～12時	800	1,000	
		13時～17時	800	1,500	
		18時～22時	800	1,500	
下長淵第3	下長淵第2第4自治会館	大広間	9時～12時	1,000	2,000
			13時～17時	1,000	2,500
			18時～22時	1,000	3,000
下長淵第4	小広間	9時～12時	800	1,000	
		13時～17時	800	1,500	
		18時～22時	800	1,500	
下長淵第4	第一会議室(1階)	9時～12時	800	1,000	
		13時～17時	800	1,500	
		18時～22時	800	1,500	
下長淵第4	第一会議室(2階N01)	9時～12時	800	1,000	
		13時～17時	800	1,500	
		18時～22時	800	1,500	
下長淵第4	第二会議室室(2階各N02.3.5)	9時～12時	800	1,000	
		13時～17時	800	1,500	
		18時～22時	800	1,500	

自治会名	自治会館名	区 分		金 額		
				会 員	会 員 以 外	
友田町第1	友田町自治会館	会議室1	1回	500	1,000	
友田町第2		会議室2	1回	500	1,000	
友田町第3		小会議室3	1回	500	1,500	
友田町第4			大広間 17.5畳	1回	500	1,500
友田町第5				大広間 21畳	1回	500
友田町第6						
友田町第7						
千ヶ瀬町第1	梅の実クラブ	※使用料なし				
千ヶ瀬町第2	千ヶ瀬町自治会館	101～103号室 (約20畳) 201～203号室 (約20畳)	午前	1,000	1,500	
千ヶ瀬町第3		101～103号室 (約20畳) 201～203号室 (約20畳)	午後	1,500	2,500	
千ヶ瀬町第4		101～103号室 (約20畳) 201～203号室 (約20畳)	夜間	1,500	2,500	
千ヶ瀬町第7						
千ヶ瀬町第5	宗建寺会館					
千ヶ瀬町第6						

第3支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
吹上	吹上公会堂	全館	1回	0	夏季 (4~10) 1,500 冬季 (11~3) 2,500
野上第1	野上第1自治会館	大部屋 和室45畳	1回	0	2,000
野上第2	野上会館	大部屋和室 30畳	1回	0	2,000
		小部屋 和室14畳	1回	0	1,500
野上第3	野上第3自治会館	会議室 大部屋和室32畳	午前 午後 夜間 全日	無料	2,000 2,000 3,000 5,000
		小会議室 小部屋和室12畳	午前 午後 夜間 全日	無料	1,500 2,000 2,000 3,000
大門第1	大門第1自治会館	全館	1回	4,000	
		全館(5月~10月)	1回		7,000
		全館(11月~4月)	1回		10,000
大門第2	大門会館	全館	一日	3,000	6,000
			半日	2,000	3,000
			2時間	2,000	3,000
			※ただし老人会は無料		
大門第5	大門第5自治会センター	大部屋 和室40畳	1回	0	3,000
		小部屋 和室16畳	1回	0	2,000
塩船	塩船公会堂	自治会関連団体には無料で貸し出し。 他の団体には、その都度料金設定。今後使用料決めていく予定。			
谷野	谷野自治会館	使用料なし。			
木野下	木野下会館				
今寺西	今寺公会堂	大部屋	1回	0	2,000
今寺榎		小部屋	1回	0	2,000
今寺第4 今寺第5	今寺第4第5自治会会館	大部屋 和室60畳(広間)	昼間 夜間	1,500 2,000	7,500 10,000
		和室 10畳	昼間 夜間	1,000 1,000	5,000 5,000
				※葬儀その他使用の 場合、50,000円追加	※葬儀その他使用の場 合、250,000円追加

第4支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
畑中1丁目	畑中公会堂	1部屋	1回	無料	1,000
畑中2丁目		1部屋	1回	無料	1,000
畑中3丁目		1部屋	1回	無料	1,000
和田町	和田町会館	※別頁参照			
梅郷1丁目 梅郷2丁目	梅郷1・2丁目自治会館	全館(2間)	全日	5,000	10,000
			8:00~12:00	1,500	3,000
			12:00~17:00	2,000	4,000
梅郷2丁目	梅郷1・2丁目自治会館	第1集会場(40畳)	全日	3,250	6,500
			8:00~12:00	1,000	2,000
			12:00~17:00	1,250	2,500
梅郷2丁目	梅郷1・2丁目自治会館	第2集会場(17.5畳)	全日	1,750	3,500
			8:00~12:00	500	1,000
			12:00~17:00	750	1,500
梅郷3丁目	梅郷3丁目自治会館	和室 25畳		0	2,000
		洋室9.09m×5.43m		0	2,000
梅郷4丁目	梅郷4丁目自治会館	和室(24畳)	半日	2,000	2,000
		洋室(約30畳)	半日	2,000	2,000
梅郷5丁目	梅郷5丁目自治会館	大部屋(50畳)	半日(4時間位)	0	2,000
		会議室(50畳)	半日	0	2,000
梅郷6丁目	梅郷6丁目自治会館	全館	午前 8時~12時	無料 (営業除く)	3,000
			午後 13時~17時		4,000
			夜間 17時~22時		5,000
梅郷6丁目	梅郷6丁目自治会館	1階フローリング	午前 8時~12時	無料 (営業除く)	2,000
			午後 13時~17時		2,000
			夜間 17時~22時		3,000
梅郷6丁目	梅郷6丁目自治会館	2階(27帖)	午前 8時~12時	無料 (営業除く)	2,000
			午後 13時~17時		2,000
			夜間 17時~22時		3,000
柚木町1丁目	柚木町1丁目自治会館	小部屋(17.5)	1回	700	700
		大部屋(38.5)	1回	夏季 1,500 冬季 1,700	
柚木町2丁目	柚木町2丁目自治会館	大部屋(和室21畳)	午前 午後 夜間	自治会の目的無料	1,000 1,200 1,500
		小部屋(和室10畳)	午前 午後 夜間		300 400 500
柚木町3丁目	柚木町3丁目自治会館	大部屋和室20畳	1回	夏季 1,500 冬季 1,700	2,200
		小部屋和室6畳	1回	夏季 700 冬季 900	1,500

第5支会

自治会名	自治会館名	区 分	金 額		
			会 員	会 員 以 外	
二俣尾 1 丁目	二俣尾 1 丁目自治会館	大部屋(和室20畳)	1 回	2,000 1,000 (減免使用料)	2,000
二俣尾 2 丁目	二俣尾 2 丁目自治会館	和室(6畳)×2室	半日(4h未満) 1日(4h以上)	0	500 1,000
		全館	半日(4h未満) 1日(4h以上)	0	1,500 3,000
二俣尾 3 丁目	二俣尾 3 丁目自治会館	大部屋和室(33畳)	1回	300	600
		小部屋(和室6畳)	1回	300	600
二俣尾 4 丁目	二俣尾 4 丁目自治会館	大部屋(和室33畳) 中部屋(和室22畳) ※会館全体を借りて いただく規程	8時～12時	500	1,300 (3,000)
			13時～17時	500	1,300 (3,000)
			18時～22時	800	1,500 (4,000)
※ () 営利目的で使用する場合					
二俣尾 5 丁目第 1	二俣尾 5 丁目第 1 自治会館	自治会館 全館	1 日	2,000	
二俣尾 5 丁目第 2	二俣尾 1 丁目第 2 自治会館	全館	半日	1,000	3,000
			1 日	2,000	3,000
沢井 1 丁目	沢井 1 丁目自治会館	大部屋(和室20畳)	1回	0	2,000
沢井 2 丁目	沢井 2 丁目自治会館	全館	昼	0	2,000
			夜		3,000
			営業目的等		5,000
			冬期暖房費		1,000
沢井 3 丁目	沢井 3 丁目自治会館	小部屋	昼間	無料	3,000
		大部屋	夜間	無料	3,000
御岳本町第 1	横尾自治会館	大部屋(和室33畳)	1回	1,000	2,000 ※営業4,000円
御岳本町第 3	御岳本町自治会	全館	1回	3,000	5,000
御岳 1 丁目	拂沢会館	全館	半日	無料	3,000
		全館	1泊2日	無料	10,000
御岳 2 丁目	御嶽会館	大広場30畳	5月～10月	2,000	3,000
			11月～4月	3,000	3,500
		1階(小部屋) 和室6畳	5月～10月	500	500
		11月～4月	800	800	
		2階 和室12畳	5月～10月	1,000	1,000
			11月～4月	1,500	1,500

第6支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
富岡1丁目	富岡1丁目自治会館	大部屋(和室48畳)	1回	0	0
		小部屋(和室10畳)	1回	0	0
富岡2丁目	富岡2丁目会館	全館	8時～17時	-	2,000
		全館	17時～22時	-	2,000
小曾木1丁目	小曾木1丁目会館	大部屋	1回	-	1,000
小曾木2丁目	小曾木2丁目自治会館				
小曾木3丁目	小曾木3丁目自治会館	大部屋(8m×20m) 和室(12畳)	1回 (1日)	0	7,000
		大部屋のみ (8m×20m)160㎡	1回 (1日)	0	4,000
		和室のみ(12畳) 舞台有り	1回 (1日)	0	3,000
小曾木4丁目	小曾木4丁目会館	全館	1回	3,000	5,000
黒沢1丁目第1	黒沢1丁目第1自治会館	全館	半日	3,000	3,000
		全館	1日	5,000	5,000
黒沢2丁目第1	黒沢2丁目第1自治会館	※別頁参照			
黒沢2丁目第2	黒沢会館	大部屋(2F)	1回	0	6,000
		小部屋(1F)	1回	0	4,000
		※会員以外 ストーブ使用 500円 備品使用 3,000円			
黒沢3丁目第1	黒沢3丁目第1自治会館	全館	昼間 8時～17時	4,000	4,000
			夜間 18時～22時	3,000	3,000
			1日 8時～21時	5,000	5,000
黒沢3丁目第2	黒沢3丁目第2自治会館	和室(35畳.6畳)	8時～17時	0	3,000
			17時～22時	0	3,500
			営業目的	0	10,000

第7支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
成木1丁目	成木1丁目自治会館	全館	1回	0	5,000
成木2丁目	成木2丁目公会堂	大部屋(和室52畳)	半日	0	2,000
			全日	0	5,000
		小部屋(和室8畳)	半日	0	1,000
			全日	0	2,000
成木3丁目	成木3丁目自治会館	大部屋	1回	4,000	4,000
		小部屋	1回	2,000	2,000
成木4丁目	成木4丁目自治会館				
成木5丁目	成木5丁目自治会館	洋室(大・小)	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会員使用(会合・サークル)→無料 ・自治会員同席し、他地区の方と使用→2時間400円(延長1時間ごとに、200円追加) ・一般利用(原則第7支会内)→2時間 700円(延長1時間ごとに、400円追加) ・営利目的での使用→1日10,000円以上(9時から20時まで) 	
			2時間		
			2時間		
			1日		
成木6丁目	成木6丁目会館	大部屋和室 32畳	1回	1,000	1,000
		小部屋和室 8畳	1回	1,000	1,000
成木7丁目	成木7丁目自治会集会所 里仁会館	※無料			
成木8丁目	成木8丁目自治会館	部屋	1日	0	4,000
		テーブル(1つ)	1つ	200	200
		座布団	1枚	20	20
成木8丁目	成木8丁目第一自治会集会所 (舘沢院集会所)				
成木8丁目	白岩自治会館				

第8支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
東青梅 2 丁目第 1	東青梅 2 丁目第 1 自治会館	全館	1回	0	2,000
東青梅 2 丁目第 2	東青梅 2 丁目第 2 自治会館 大塚山会館	大部屋(和室30畳)		0	3,000
		小部屋(和室10畳)		0	1,000
東青梅 3 丁目	東青梅 3 丁目自治会館	1 階ホール(洋間5.5m×12.8m)	午前 午後 夜間	各時間とも無料	各時間 2,000円
		2階和室(松)10畳	午前 午後 夜間	各時間とも無料	各時間 1,000円
		2階和室(竹) 8畳	午前 午後 夜間	各時間とも無料	各時間 1,000円
		2階和室(梅)10畳	午前 午後 夜間	各時間とも無料	各時間 1,000円
		2階洋間(ダイニング 2.7m×4.5m)	午前 午後 夜間	各時間とも無料	各時間 1,000円
東青梅 4 丁目	東青梅 4 丁目自治会館	大ホール(1階)	午前	2,000	2,000
			午後	2,000	2,000
			夜	3,000	3,000
		和室8畳間(2階)	午前	800	800
			午後 夜	800 1,000	800 1,000
和室10畳 (2階)	午前	1,000	1,000		
	午後 夜	1,000 1,500	1,000 1,500		
和室10畳 (2階)	午前	1,000	1,000		
	午後 夜	1,000 1,500	1,000 1,500		
全館	午前	4,800	4,800		
	午後	4,800	4,800		
	夜	7,000	7,000		
東青梅 5 丁目	東五会館				
東青梅 6 丁目	東青梅 6 丁目自治会館	全館	午前	0	1,500
			午後	0	1,500
			夜	0	1,500
根ヶ布	根ヶ布自治会館	大部屋(和室48畳)	1 回	500	1,500
		小部屋(6+8畳)	1 回	500	1,500
師岡町 1 丁目	師岡会館	ホール	1 回	500	1,000
		広間	1 回	500	1,000
		和室	1 回	500	1,000
師岡町 2 丁目	師岡会館				
師岡町 3・4 丁目	師岡会館				
多摩団地	根ヶ布 2 丁目自治会館	1階室(和室14畳)	8時～12時	0	600
			13時～17時	0	600
			18時～22時	0	700
		全室(和室21畳)	8時～12時	0	2,500
			13時～17時	0	2,500
			18時～22時	0	3,000
2階室	8時～12時	0	1,000		
	13時～17時	0	1,000		
	18時～22時	0	1,200		
旭ヶ丘団地	根ヶ布 2 丁目自治会館				
グリーンサイト`東青梅	グリーンサイト`東青梅集会室	※無料			
パームハイツ河辺	師岡会館	※別頁参照			
パホーム東青梅	パホーム東青梅				

第9支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
新町1丁目	新町1丁目自治会館	一階会議室	半日	0	1,500
			全日	0	3,000
		二階会議室	半日	0	2,000
			全日	0	4,000
全室	半日	0	3,500		
	全日	0	7,000		
新町2丁目	新町第2自治会館				
新町3丁目東	新町3丁目東自治会館	和室(14畳・8畳)	9時～12時 12時～17時 17時～22時 9時～22時	600 1,000 1,200 2,600	/
新町3丁目西	新町3丁目西自治会館	全館	1回	・月2回使用→ 0 ・月3回以上使用→ 250円	・一回→1,000 ・夜間→2,000
新町4丁目	青梅市子育て支援センター				
新町5・6丁目	青梅市子育て支援センター				
新町7・8・9丁目	新町7・8・9丁目西自治会館				
末広町1丁目	末広町会館	洋間	1回	500	2,000
末広町2丁目		和室	1回	500	2,000

第10支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
河辺町1丁目	河辺町南会館	大部屋 (洋室6×15m=90㎡)	9時～12時	600	—
河辺町2丁目			12時～17時	900	
河辺町3丁目		18時～22時	1,300	9時～22時	2,800
		大部屋 (和室31.5畳)	9時～12時	600	—
			12時～17時	900	
			18時～22時	1,300	
		小部屋 (6畳)	9時～12時	300	—
			12時～17時	400	
			18時～22時	600	
			9時～22時	1,100	
河辺町4丁目	河辺町4丁目自治会館	洋室1階 (ホール、9m×7m =63㎡)	9時～12時	500	1,200
			13時～17時	1,000	2,500
		18時～22時	1,500	3,500	
		9時～22時	2,000	7,200	
		和室2階 (A、10畳)	9時～12時	300	700
			13時～17時	400	1,000
			18時～22時	600	1,500
			9時～22時	1,300	3,200
		和室2階 (B、10畳)	9時～12時	300	700
			13時～17時	400	1,000
			18時～22時	600	1,500
			9時～22時	1,300	3,200
		洋室 (2階、2.6m×5.3 m=13.8㎡)	9時～12時	100	400
			13時～17時	200	700
			18時～22時	300	1,000
			9時～22時	600	2,100
河辺町5丁目	河辺町5丁目寿会館				
河辺町6丁目	河辺町6丁目自治会館	和室	9時～12時	700	1,000
			13時～17時	1,000	1,500
		18時～22時	1,000	2,000	
		9時～22時	2,000	5,000	
		全室	4,000	10,000	
		洋室	9時～12時	1,000	2,000
			13時～17時	1,000	3,000
			18時～22時	1,300	3,500
			9時～22時	3,000	8,000
			全室	4,000	10,000
河辺町7丁目	若草会館	和室	9時～12時	200	800
			13時～17時	300	1,000
河辺町8丁目		ホール	18時～22時	400	1,500
			9時～22時	800	3,000
			9時～12時	300	1,500
			13時～17時	400	2,500
			18時～22時	500	3,500
			9時～22時	1,000	6,000
河辺北	河辺北会館	和室	9時～12時	0	600
			13時～17時	0	1,100
			18時～22時	0	1,100
		ホール	9時～12時	0	1,100
			13時～17時	0	3,500
			18時～22時	0	3,500
河辺グレイメントマンション	河辺グレイメントマンション集会室				
多摩川河辺連合	マンション集会室				
ライオンズガーデン河辺	河辺グレイメントマンション集会室				

第11支会

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
藤橋上	杣保葛会館(ソマホツラ)	大部屋 (板の間 30畳)	1回	800	800
藤橋中	杣保葛会館(ソマホツラ)	大部屋 (板の間 30畳)	1回	800	800
藤橋宮本	杣保葛会館(ソマホツラ)	大部屋(和室30畳)	1回	1,500	1,500
		小部屋(和室9畳)	1回	800	800
藤橋西側	杣保葛会館(ソマホツラ)	大部屋(和室30畳)	1回	1,500	1,500
		小部屋(和室9畳)	1回	800	800
藤橋第1	八雲会館				
藤橋第2	八雲会館	大部屋(和室35畳)	昼 夜	2,000 2,500	3,000 3,500 ※地域外使用は、 1,000円追加
		小部屋(和室8畳)	昼 夜	500 500	1,000 1,000
		※氏子会、会館運営委員会、連合会は無料			
今井西	今井西組稲荷会館	使用料なし			
今井中	中組公会堂	使用料なし			
今井西 今井中	浮島会館	使用料なし			
今井鍛冶屋	鍛冶屋公会堂				
今井柳田	今井柳田自治会館	全館	1回	0	3,000
今井城の腰	城の腰自治会館	全館	1回	500	-
今井原今井	原今井自治会館	全館	1回	0	3,000
今井堀之内	堀之内自治会館	全館(30畳)	1回	0	2,000
七日市場第1	七日市場公会堂	和室(30畳)	8時~12時 12時~17時 17時~22時 9時~22時	0 0 0 0	2,000 2,000 2,500 5,000
七日市場第2	七日市場公会堂				
今井5丁目	今井5丁目自治会館				

その他

自治会名	自治会館名	区 分		金 額	
				会 員	会 員 以 外
霞台第1住宅	霞台第1住宅集会所				
霞台第2住宅	第2住宅集会所	集会所	1時間	200	200
河辺都営住宅	河辺都営住宅第1・第2集会所	10畳～14畳	半日	500	-
河辺ビューパレ多摩川	マンション集会所				
藤橋山根	藤橋山根自治会館	和室(20畳)	1回	500 (3時間30分以内)	1,000 (3時間30分以内)
今井3丁目第1	今井三丁目会館	※別頁参照			
今井3丁目第2					
大門第3	大門第5・6集会所				
御岳本町第2	丹縄自治会館	大部屋(和室20畳)	1回	0	3,000 ※12月～3月 4,000
		小部屋(和室6畳)	1回	0	3,000 ※12月～3月 4,000
富岡3丁目第1	富岡3丁目自治会館				
黒沢1丁目第2	黒沢1丁目第2自治会館	大部屋	1時間	1,000	1,000
小曾木5丁目	岩蔵会館				
千ヶ瀬町第6	宗建寺会館				

第1支会

青梅本町(青梅本町自治会館)

		9時～12時	13時～17時	18時～22時
3階和室 21畳	本町自治会の各種団体	500	500	500
	本町自治会員のみで構成されている自主グループ	500	1,000	1,000
	本町自治会員の個人、商店が主宰するグループ みで構成されている自主グループ(本町会館利用10年以上継続、本町内での文化活動に貢献ある一般グループ)	1,050	2,100	3,150
	上記以外の一般の個人、グループ、団体	2,100	3,675	5,250
2階ホール 7×10×70	本町自治会の各種団体	500	500	500
	本町自治会員のみで構成されている自主グループ	1,500	2,000	2,000
	本町自治会員の個人、商店が主宰するグループ みで構成されている自主グループ(本町会館利用10年以上継続、本町内での文化活動に貢献ある一般グループ)	2,100	4,200	6,300
	上記以外の一般の個人、グループ、団体	5,250	7,350	10,500

第4支会

和田町自治会(和田町会館)

単位 円 (R1/4現在)

		8時～12時	13時～17時	18時～22時	8時～22時
第一会議室	会員(団体扱い)	300	300	300	700
	小P/中P(団体扱い)※	200	200	200	600
	非会員(団体扱い)※	500	500	500	900
	営利使用	5,000	5,000	5,000	5,400
	会員(個人扱い)	1,500			
	非会員(個人扱い)	3,000			
第二会議室	会員(団体扱い)	300	300	300	700
	小P/中P(団体扱い)※	200	200	200	600
	非会員(団体扱い)※	500	500	500	900
	営利使用	5,000	5,000	5,000	5,400
	会員(個人扱い)	1,500			
	非会員(個人扱い)	3,000			
第三会議室	会員(団体扱い)	300	300	300	700
	小P/中P(団体扱い)※	200	200	200	600
	非会員(団体扱い)※	500	500	500	900
	営利使用	5,000	5,000	5,000	5,400
	会員(個人扱い)	1,500			
	非会員(個人扱い)	3,000			
体育館 グラウンド※※	会員	0	0	0	0
	小P/中P	0	0	0	0
	その他				
	営利使用				

- ・自治会関係の集会は無料
- ・複数の室を、同時に、同一人が利用する場合は、一つの室を利用したものとみなす。
- ・上表に該当しない場合は、その都度自治会担当役員と詳細を話し合いの上でご使用を。
- ・営利使用は、主催者の会員・非会員の別なく当該料金をいただく。
- ・※会員、非会員からなる集会に於いて、主導者が非会員の場合は、会員(団体扱い)とみなす。
- ・※※運動以外の使用は、青梅市に事前届を提出(全般行事)

第6支会

黒沢2丁目第1自治会(黒沢2丁目第1自治会館)

		8時～12時	13時～17時	18時～22時	全日
全館	自治会内の諸団体の使用 (自治会三役が承認した団体)	500	500	500	500
	自治会員の私的使用	3,000	3,500	4,000	8,000
	自治会以外の公的使用	3,000	3,500	4,000	6,000
	自治会員以外の私的使用	6,000	7,000	8,000	15,000
和室・台所	自治会内の諸団体の使用 (自治会三役が承認した団体)	500	500	500	500
	自治会員の私的使用	2,000	2,500	3,000	6,000
	自治会以外の公的使用	2,000	2,500	3,000	6,000
	自治会員以外の私的使用	4,000	4,500	5,000	10,000

第8支会

バームハイツ河辺(師岡会館)

	利用時間	会員	非会員	一般
和室	8時～12時	500	1,000	2,000
	13時～17時	500	1,000	2,000
	18時～22時	500	1,000	2,000
ホール	8時～12時	500	1,000	2,000
	13時～17時	500	1,000	2,000
	18時～22時	500	1,000	2,000
広間	8時～12時	500	2,000	4,000
	13時～17時	500	2,000	4,000
	18時～22時	500	2,000	4,000
全館	8時～12時	1,500	4,000	8,000
	13時～17時	1,500	4,000	8,000
	18時～22時	1,500	4,000	8,000

※使用者の50%以上が自治会員以外の場合は、非会員単価とする。

※使用者全員が非自治会員の場合は、一般単価とする。

※ストープ1個 200円(会員無料)

その他

今井3丁目第1・第2(今井3丁目会館)

	利用時間	利用料金 (1階)	利用料金 (2階)
会員	2時間以内	500	300
	4時間以内	800	400
	6時間以内	1,000	500
	6時間超える場合	1,200	600
非会員	2時間以内	1,200	1,200
	4時間以内	3,000	3,000
	4時間超える場合	5,000	5,000